

火薬類販売営業許可

(競技用紙雷管のみの販売)

(法第 5 条)

火薬類の販売業を営もうとする方は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、火薬類の製造業者が、その製造した火薬類をその製造所で販売する場合は、火薬類販売営業の許可は不要です。

また、販売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従事者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、保安教育計画を変更しようとするときも、認可を受ける必要があります。

なお、保安教育計画の認可については、下記の「○保安教育計画の認可（法第 29 条第 1 項）」の認可の手続が必要です。

○欠格事由（法第 6 条）

次の各号のいずれかに該当する方は、火薬類販売営業の許可を受けることはできません。

- ① 法第 44 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった後、3 年を経過していない者
- ③ 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの
- ④ 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当するものがあるもの

○提出書類

- 1 火薬類販売営業許可申請書
- 2 事業計画書（下記について記載し、図面等を添付する）
 - (1) 販売の目的
 - (2) 販売する火薬類の種類（販売品目）
 - (3) 販売予定数量
 - (4) 販売先
 - (5) 仕入先
 - (6) 販売方法
 - (7) 責任者名
 - (8) 従業員数
 - (9) 販売所の位置図（最寄りの駅、バス停からの記載）
 - (10) 販売所付近の状況図
 - (11) 販売所内の平面図（保管庫（貯蔵庫）の位置図）
 - (12) 保管庫に関する事項（保管庫（貯蔵庫）の構造図、写真又はカタログ等）
- 3 販売する火薬類の説明書（競技用紙雷管の構造、火薬量が記載されているもの）
- 4 身分証明書（代表者のみ）（市町村役場が発行するもの）
- 5 履歴書（代表者のみ）
- 6 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び定款の写し（法人の場合）
- 7 住民票（個人の場合）
- 8 誓約書（法第6条に規定する欠格事由に該当しない旨）

※申請者本人を含め、公益法人にあつては理事、合名会社にあつては社員、合資会社については無限責任社員、有限会社及び株式会社にあつては役員を全て記載すること

9 申請手数料

25,000 円

○提出部数 電子申請の場合は 1 部

窓口申請の場合は 1 部（受付印が必要な場合は申請書を 2 部）

※保安教育計画の認可（法第 29 条第 1 項）

火薬類の販売事業者は、省令で定めるところにより、その従業者に対する保安計画を定め、認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

○提出書類

- 1 保安教育計画認可申請書
- 2 保安教育計画
- 3（変更認可の場合）変更の概要を記載した書面

○提出部数 電子申請の場合は 1 部

窓口申請の場合は 1 部（受付印が必要な場合は申請書を 2 部）

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。
- 2 販売事業者は、従事者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。